

## 目 次

## 第VI部 特殊な出願

## 第1章 特許出願の分割(特許法第44条)

## 第1節 特許出願の分割の要件

1. 概要 .....	1 -
2. 特許出願の分割の要件及び効果 .....	1 -
2.1 特許出願の分割の形式的要件 .....	1 -
2.1.1 特許出願の分割をすることができる者 .....	1 -
2.1.2 特許出願の分割をすることができる時期 .....	2 -
2.2 特許出願の分割の実体的要件 .....	3 -
2.3 特許出願の分割の効果 .....	3 -
3. 実体的要件についての判断 .....	3 -
3.1 原出願の分割直前の明細書等に記載された発明の全部が分割出 願の請求項に係る発明とされたものでないこと(要件1) .....	4 -
3.2 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の出願当初の 明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件2) .....	4 -
3.3 分割出願の明細書等に記載された事項が、原出願の分割直前の 明細書等に記載された事項の範囲内であること(要件3) .....	4 -
4. 実体的要件についての判断に係る審査の進め方 .....	5 -
4.1 実体的要件が満たされていない場合の取扱い .....	5 -
4.2 実体的要件について判断するために必要な説明書類の提出の求 め .....	5 -
5. 分割要件についての判断に係る留意事項 .....	5 -
5.1 分割出願を原出願とする分割出願 .....	5 -
5.2 拒絶査定不服審判の請求日と同日に特許出願の分割がなされた 場合の取扱い .....	6 -
6. 分割出願の審査についての留意事項 .....	6 -
6.1 他の出願に係る審査、審判等の内容の確認 .....	6 -
6.2 分割出願の請求項に係る発明と分割後の原出願の請求項に係る 発明とが同一である場合の取扱い .....	6 -

## 第2節 第50条の2の通知

1. 概要 .....	1 -
2. 第50条の2の通知をするか否かの判断 .....	1 -

2.1	本願と他の特許出願とが第44条第2項の規定により同時にされたこととなっていること(要件1) .....	2 -
2.2	本願の拒絶理由が、他の特許出願の拒絶理由通知に係る拒絶理由と同一であること(要件2) .....	3 -
2.3	当該他の特許出願の拒絶理由通知が、本願の出願審査の請求前に本願の出願人が知り得る状態にあったものであること(要件3) -	4 -
3.	第50条の2の通知をするか否かの判断に係る審査の進め方 .....	4 -
3.1	手順 .....	4 -
3.2	第50条の2の通知において記載すべき事項 .....	5 -
4.	第50条の2の通知を伴う拒絶理由通知に対して補正がされた場合の審査の進め方 .....	5 -
4.1	拒絶理由通知が「最初の拒絶理由通知」の場合 .....	6 -
4.1.1	第50条の2の通知をすることが適当であった場合 .....	6 -
4.1.2	第50条の2の通知をすることが不適当であった場合 .....	7 -
4.2	拒絶理由通知が「最後の拒絶理由通知」の場合 .....	7 -
4.2.1	第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることの少なくともいずれか一方が適当であった場合 .....	8 -
4.2.2	第50条の2の通知をすること及び「最後の拒絶理由通知」とすることのいずれもが不適当であった場合 .....	9 -

## 第2章 出願の変更(特許法第46条)

1.	概要 .....	1 -
2.	出願の変更の要件 .....	1 -
2.1	出願の変更の形式的要件 .....	1 -
2.1.1	出願の変更をすることができる者 .....	1 -
2.1.2	出願の変更をすることができる時期 .....	2 -
2.2	出願の変更の実体的要件 .....	2 -
2.3	出願の変更の効果 .....	2 -
3.	実体的要件についての判断とその判断に係る審査の進め方 .....	3 -
4.	実体的要件についての判断に係る留意事項 .....	3 -
4.1	原出願が分割出願である場合 .....	3 -
5.	意匠登録出願から特許出願への変更についての留意事項 .....	3 -
5.1	出願の変更をすることができる時期 .....	3 -
5.2	出願の変更の実体的要件 .....	4 -

## 第3章 実用新案登録に基づく特許出願(特許法第46条の2)

1. 概要	1 -
2. 実用新案登録に基づく特許出願の要件	1 -
2.1 実用新案登録に基づく特許出願の形式的要件	1 -
2.1.1 実用新案登録に基づく特許出願をできる者	1 -
2.1.2 実用新案登録に基づく特許出願をできる時期	2 -
2.1.3 実用新案権の放棄	2 -
2.2 実用新案登録に基づく特許出願の実体的要件	2 -
2.3 実用新案登録に基づく特許出願の効果	3 -
3. 実用新案登録に基づく特許出願の要件についての判断とその判断に 係る審査の進め方	3 -
4. 実用新案登録に基づく特許出願の審査についての留意事項	3 -

#### 第4章 先願参照出願(特許法第38条の3)

1. 概要	1 -
2. 先願参照出願の要件	1 -
2.1 先願参照出願の形式的要件	1 -
2.1.1 先願参照出願をできる者	1 -
2.1.2 先願参照出願をできない出願の種類	2 -
2.1.3 先の特許出願とすることができる出願	2 -
2.1.4 先願参照出願において提出しなければならない書類	2 -
2.2 先願参照出願の実体的要件	2 -
3. 実体的要件についての判断	3 -
3.1 具体的な判断手順	3 -
3.2 先の特許出願の明細書等が外国語で記載されている場合	3 -
4. 実体的要件についての判断に係る審査の進め方	4 -

<関連規定>